

宮城県からの提供資料：ドライアイス調達先

遺体安置所用ドライアイスの調達先

○エア・ウォーター炭酸株式会社 業務部 (※H23年4月上旬～4月中旬)

東京都港区新橋四丁目21番3号 新橋東急ビル10階

TEL:03-3431-9134 FAX:03-3433-0402

○エア・ウォーター炭酸株式会社東北営業所 (※H23年4月中旬～8月末)

宮城県仙台市若林区卸町3-2-8

丸和油脂ビル内

TEL:022-237-0551 FAX:022-237-0553

別添 3

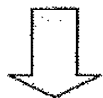
「土葬する場合の手続き」

土葬までの手順

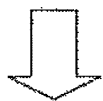
1. 埋葬（土葬）する場所の選定



2. 墓地経営の許可取得（市町村）



3. 墓地・埋葬等に関する法律に基づく埋葬（土葬）の手
続き



4. 埋葬（土葬）

1. 埋葬する場所の選定

1. 公衆衛生

高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。

2. 公共の福祉

公共の福祉の見地から墓地近隣の住民感情を十分に考慮した場所であること。

3. 墓地の広さ

故人に対しての尊厳や遺族の心情を考慮して、一体毎に埋葬できる十分な広さの土地を有する場所であること。

4. 墓地の管理

市町村等で永代に渡り墓地として管理できる場所であること。

3. 埋葬（土葬）の手続き

遺体の身元が判明した場合

※ 1～4 が墓地での手続き

- 1 市町村は墓地で死体検案書の内容を確認しその写しを保存する。
- 2 市町村は遺族から後日埋火葬許可を取得する旨の誓約書をとり、埋火葬を行った旨の証明書を交付するとともに台帳*を整備する。
- 3 埋葬（土葬の手順参照）を行う。

-
- 4 後日、遺族は、市町村に死亡届並びに埋火葬許可証の交付申請を行う。
【添付書類】埋火葬を行った旨の証明書、死体検案書の原本*

遺体の身元が不明の場合

- 1 市町村は墓地で死体検案書の内容を確認した後、土葬（土葬の手順参照）を行う。
- 2 市町村は死体検案書の原本を保存し、台帳を整備する。

なお、遺族が後日判明した場合は、遺族に対し、死亡届及び埋火葬許可申請を求め、埋火葬許可証を発行する。

*台帳内容の整備：①申請者の住所 ②氏名 ③死亡者との続柄

*死体検案書の原本：死体検案書と死亡届は同じ1枚の用紙となっています

No _____

市町村長 殿

誓 約 書

墓地・埋葬等に関する法律第5条に基づき、後日、埋葬許可証を取得することを誓います。

平成 年 月 日

住 所 _____
連絡先 _____
氏 名 _____

No _____

埋葬証明書

埋葬された人	
性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	M・T・S・H 年 月 日
埋 葬 年 月 日	平成 年 月 日
埋 葬 場 所	

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

市町村長

※この証明書は埋火葬許可を申請するときに提出してください

(参考)

土葬する場合の手続き (特例許可証を発行できる場合)

身元が判明した場合

1 市町村は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存する。



2 市町村は台帳を整備し、遺族の申請により、誓約書を受け特例許可証を発行する。



3 土 葬

別紙「土葬の手順」参照



4 申請者（遺族）は、特例許可証を添えて埋火葬許可証の発行を求める。

希望により



改 葬

改葬許可が必要

(参考)

土葬する場合の手続き (特例許可証を発行できない場合)

1 市町村は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存する。

身元が判明している場合

身元が判明していない場合

2 市町村は台帳を整備し、遺族から誓約書を受け、証明書を交付する。

2 市町村は死体検案書を保管する。

3 土 葬

別紙「土葬の手順」参照

後日

4 申請者（遺族）は、証明書を添えて埋火葬許可証の発行を求める。

希望により

改 葬

改葬許可が必要

(別紙)

土葬の手順

(現在土葬が行われている地方の情報を参考に作成)

※後日、改葬する際に遺体が判別されるように1体ずつ土葬する。

1 棺を納めるため、深さ 1.5 m の穴を掘る



2 穴には何も敷かず、頭部を北側に向けて棺を納める



3 掘った土を棺の上からかけ盛土する



4 遺体が判別されるよう墓標を立て、台帳を整備する。

その後、以下①～③いずれかの対応をする

①約 1 年後、埋めた棺をスコップ等で割り、盛土を落とし込み、平らにする。

②棺を埋めた周囲に竹垣を作る。

③何もせず、そのままにする。

※土葬する場所は、墓地として市町村長の許可を受けること。

2. 岩手県

(1) 震災に係る埋火葬の状況

- ① 震災の確認した死亡者数は、3月20日で2,600人、4月1日で3,400人、5月2日で4,300人であった。平成24年11月9日現在で4,671人である。なお、行方不明者は1,192人である。
- ② 県が調整して県内の他市町村で火葬した遺体は705体（3月18日～4月10日）で、千葉県内（千葉市、佐倉市）で207体（4月中に何回かに分けて30～40体ずつ）であった。千葉県で火葬したのは陸前高田市の身元不明の遺体である。ただし、県が関わっていない火葬については把握していない。
- ③ 千葉県への遺体搬送の際は、県と市の職員が同行した。搬送にはトラックを使用し、重ねられないので、平積みにした。
- ④ 発災直後は県庁内でも混乱し、担当課では救援物資の対応や水道の復旧に人員を割いたため、埋火葬について担当課で行わなかったのも、記録がきちんと残っていない。状況が落ち着いた4月以降は担当課が行うようになった。

(2) 広域火葬計画、地域防災計画

- ① 広域火葬計画は、震災当時なかったが、3月11日を経験して必要性を認識し、現在策定中である。今回の震災を考えれば、隣接県やもっと広域な範囲での協力体制の必要性を盛り込むことを検討している。今現在、詰めの段階であり、遅くとも年度内に作るつもりである。
- ② 地域防災計画では、県はあらかじめ広域火葬の体制を整備し、市町村から要請があった場合等に広域火葬に係る調整を行うこととしている。
- ③ 東北6県だけでなく新潟、北海道を入れて8道県での防災協定を結んでいるので、その中で埋火葬も入れることとしている。7月に東北6県の会議で広域火葬計画を作ると言っているのは岩手と宮城ぐらいで、他は防災協定の中で対応すればいいとの状況であった。被災した県と支援した県の温度差を感じた。
- ④ 広域火葬計画の中での県の役割は、市町村や一部事務組合が持つ火葬場の状況を把握すること、計画を作るので市町村に応援・協力をお願いしたいということであり、みんなを集めて説明する等は今のところ考えていない。計画策定の段階では市町村の意見をできるだけ盛り込みながら行う。
- ⑤ 県が施設を持っているわけではないので、あくまでも連絡・調整役となる。葬祭業組合や霊柩車協会との連携を取る役割である。
- ⑥ 昭和50年代に条例を作り、埋火葬の事務を全部市町村に下した。県としては特殊な事例があった場合に対応する程度であり、直接的に関わらない。
- ⑦ 火葬場に関することは市町村の地域防災計画に盛り込まれることであるが、県としては把握していない。
- ⑧ 県内の火葬場の連絡会議はない。廃棄物では県内ブロックごとに協議会等があるが、埋火葬に関するその類のものはない。
- ⑨ 今回の震災への被害想定が小さすぎた。過去に津波を何度か受けた県としては、現在策定中の防災計画、広域火葬計画では今回規模の被害を想定している。ただし、停電の日数、備蓄量等を定めるのではなく、地域の実情に応じた対応を求めている。

(3) 仮埋葬（土葬）

仮埋葬は行わなかった。土地の確保は行ったが、実施直前で回避した。火葬機能の復旧も

あったが、元々岩手県では火葬がほとんどで土葬の件数はほとんどない。土地の確保は市町村が行った。県では広さ、場所等の相談を受けた程度である。

(4) 災害救助法、災害復旧事業

- ① 災害救助法に関する事務は県が行った。火葬調整をする中で燃料不足が顕著であったので、防災担当で確保していた燃料を火葬に回してもらった。
- ② 千葉県への遺体搬送料金は災害救助法の対象となった。
- ③ 火葬場の被害状況の把握は、電話が寸断されたため、発災直後は現地の状況の把握が難しく、沿岸を4ブロックに分けて県職員を現地に派遣し、火葬場、水道、し尿処理等を直接見て情報収集を図った。
- ④ 火葬場の被害は、災害復旧の対象にはなかったが、機能停止や致命的な被害に相当するものはなかった。災害復旧は、保健衛生施設として県がまとめて国に請求する。
- ⑤ 県内の火葬場は津波による被害がなかった。すべて高台にあった。地震での若干の被害はあったが、火葬機能に問題はなかった。ただし、震災直後は停電と燃料不足のため、稼働できなかった。

(5) 国への要望等

- ① 国はできるだけ早く方針を出してもらいたい。遺体の動き、書類の動き等のフローチャートがほしかった。
- ② 策定指針には国のスタンスが明らかでない。今回のような東日本全体に及ぶ大災害時には、国の関与を明らかにしてほしい。

(6) 業者との連携等

県と業者団体との関係は、平成13年に協定を結んだが、日頃の付き合いはなかった。

身元不明遺体の火葬の流れ（4/11以降の対応）

1 手順

① 被災市町が、警察から身元不明遺体の引渡しを受ける。



② 被災市町が受入火葬場（市町村）に火葬の予約をする。
・受入条件、受入時間等を受入火葬場と調整をする。
・警察からの引渡日、引渡遺体数が確定した時点で（原則、火葬実施日の2日前までに）火葬予定日、遺体数等を予約



③ 被災市町から協力葬儀社へ②で予約した火葬の搬送を依頼（火葬場の予約と同日）

2 受入火葬場の割当等

被災市町村	受入依頼火葬場	受入可能数	協力葬儀社
陸前高田市	釣山斎苑（一関市）	要相談	別紙「岩手県葬祭業協同組合協力店一覧」のとお
	千厩斎苑（一関市）	要相談	
	おおふなど斎苑（大船渡市）	大船渡市優先	
	浄霊苑（大船渡市）		
	さくらぎ苑（奥州市）	大槌町優先	
釜石市	大迫斎場（花巻市）	5	
	石鳥谷斎場（花巻市）		
	東和斎場（花巻市）		
	遠野市斎場（遠野市）	要相談	
	しみず斎園（北上市）	大槌町優先	
	盛岡市火葬場（盛岡市）	山田町優先	
大槌町	しみず斎園（北上市）	要相談	
	さくらぎ苑（奥州市）	要相談	
	大迫斎場（花巻市）	釜石市優先	
	石鳥谷斎場（花巻市）		
	東和斎場（花巻市）		
	釣山斎苑（一関市）	陸前高田市優先	
	千厩斎苑（一関市）		
山田町	盛岡市火葬場（盛岡市）	5	
	岩泉斎場（岩泉町）	1	
	宮古市内の火葬場	宮古市優先	

* 依頼する際の注意事項、火葬場の連絡先等は別添一覧表をご覧ください。

3 費用負担等

被災市町が受入火葬場及び協力葬儀社等と直接契約し、被災市町が受入火葬場及び協力葬儀社等一旦立替払いをし、その後、災害救助法に係る他の救助費用と合わせて県に請求する。

岩手県からの提供資料：民間事業者一覧表

岩手県葬祭業協同組合会員店一覧

No.	会社名	住所	電話番号	県の広域調整 対応実績
1	駒木葬祭	盛岡市南大通2-2-6	019-622-2343	有
2	(有)立花葬儀社	盛岡市本町通2-4-30	019-622-2434	有
3	(株)ふじさわ	盛岡市材木町3-15	019-624-1000	有
4	盛岡博善(株)	盛岡市肴町10-14	019-622-2965	有
5	佐藤仏具店	岩手郡雫石町35地割万田渡64-1	019-692-3863	有
6	(有)ほろいわ	八幡平市大更23-97-3	0195-76-2428	
7	はくよ葬祭仏具店	紫波郡紫波町日詰字郡山駅52	019-676-2525	
8	(有)みちのく典礼	紫波郡矢巾町広宮沢10-501-7	019-637-4039	有
9	(有)早池峰葬祭	花巻市大迫町大迫3-97	0198-48-2854	
10	(有)清水仏具店	花巻市諏訪町2丁目2-2	0198-23-4845	有
11	(有)成島葬祭	花巻市末広町4-7	0198-23-3619	有
12	(株)西村葬具店	花巻市一日市7-4	0198-22-3821	有
13	(有)北上霊柩	北上市鍛冶町1-4-57	0197-63-2823	有
14	(株)八重樫葬具店	北上市大通り4-7-2	0197-63-3058	有
15	岩手県南葬儀社	奥州市水沢区土器田21-1	0197-24-8165	
16	葬祭センター翠	奥州市水沢区南丑沢36-2	0197-24-7650	
17	(有)江刺葬儀社	奥州市江刺区八日町1-4-10	0197-35-1269	
18	(有)さかいや	奥州市前沢区七日町裏5	0197-56-4537	
19	(有)カンノ博報社	一関市青葉町2-1-15	0191-23-7660	
20	(有)清花堂	一関市地主町1-17	0191-23-2676	
21	(有)こいわ葬儀社	一関市花泉町花泉字袋31-5	0191-82-2553	有
22	(株)あおやぎ	一関市大東町摺沢字八幡前15-1	0191-75-3164	有
23	(株)永盛堂	一関市東山町長坂字町77	0191-47-3353	
24	(株)田中屋本店	一関市千厩町千厩字町131	0191-52-2313	
25	(有)八百辰報恩社	一関市大東町大原字一六52	0191-72-2150	
26	ひあい仏具店	下閉伊郡岩泉町岩泉字村木71	0194-22-2623	
27	さかき仏具葬儀社	宮古市板屋2-7-21	0193-64-2201	
28	(有)陸中まごころ葬祭	宮古市長町1-9-8	0193-71-1620	
29	(有)町民葬祭	下閉伊郡山田町長崎一丁目12-12	0193-82-5858	
30	(有)加藤仏具葬儀社	遠野市中央通11-17	0198-62-3723	有
31	(有)鎌田仏具葬儀店	釜石市中妻町1-20-34	0193-23-5439	
32	(有)三浦葬儀社	釜石市松原町3-3-10	0193-22-3660	
33	(有)大海	大船渡市大船渡町字野々田13-20	0192-26-3098	有
34	大船渡葬儀社	大船渡市盛町字内の目3-6	0192-26-2984	
35	キクミロ葬儀店	陸前高田市高田町馬場前107	0192-54-4057	
36	(有)善光堂	洋野町種市23地割27-126	0194-65-3420	
37	(有)久慈葬儀店	久慈市柏崎1-26	0194-52-1515	
38	(有)野場造花仏具店	久慈市十八日町2-9	0194-52-2010	
39	(有)八光堂	二戸市福岡字五日町62	0195-23-4191	
40	(有)久慈造花仏具店	九戸郡野田村17-38-6	0194-78-2380	
41	(有)中野葬具仏具店	九戸郡九戸村伊保内11-56-2	0195-42-2516	
42	(有)上平仏具店	二戸郡一戸町一戸字向町60-12	0195-32-2764	
43	(有)中央第一総合	盛岡市山岸字大平17-2	019-663-6678	有
44	(有)ローカルサービス	盛岡市門2丁目22-22	019-654-8550	有

◎さくらぎ苑(奥州市)まで遺体搬送する場合の窓口

胆江葬祭事業協同組合(事務局窓口) 菅原 広一 さん	090-9536-6909
----------------------------	---------------

身元不明者県内受入火葬場(H23.4.6時点)

No.	保健医療圏	市町村名	市町村	経営者	火葬場名称	住所	電話番号	FAX	受入可能時間	受入可能数	摘要
1	盛岡	盛岡市	盛岡市	盛岡市	盛岡市火葬場	盛岡市三ツ割字寺山49番地	市民登録課 019-651-4111(内線2127) 火葬場 019-622-7524	019-624-0275(市役所) 019-622-7524(火葬場)	18:00~	5	・17:00までに到着のこと ・4/10~4/20(4/17休場) 1日5体の受入可 ・遺体の入った棺は密閉すること ・骨箱を持参すること ・焼骨を持ち帰ること
8	岩手中部	花巻市	花巻市	花巻市	花巻市営火葬場大迫斎場	花巻市大迫町大迫第10地割29番地1	生活環境課 0198-24-2111(内線267)	0198-21-1152 (市役所本所)		5	
11	岩手中部	北上市	北上市	北上地区広域行政組合	しみず斎園	北上市北工業団地5-36	市民登録課(施設使用許可) 0197-64-2111(内線3125) 事務局(その他調整) 0197-68-2203 斎園 0197-66-2725	0197-68-2787(組合) 0197-65-3791(市役所) 0197-66-2712(火葬場)	10:30 11:00		・友引不可 ・焼骨を持ち帰ること
13	胆江	奥州市	奥州市	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区広域火葬場さくらぎ苑	奥州市水沢区佐倉河字東鍛冶屋44番地	組合 0197-24-5821 火葬場 0197-51-3900	0197-24-5823(組合) 0197-22-5058(火葬場)	16:00~		・4/11は休場日 ・事前の詳細協議が必要 ・遺体を棺に入れること ・16時以降に搬入すること ・1日最大5体の受入可
14	両磐	一関市	一関市	一関地区広域行政組合	釣山斎苑	一関市字釣山30-1	◎千厩斎苑 0191-52-2426 釣山斎苑 0191-21-2159	0191-52-2484 (千厩斎苑) * 御遺体名簿連絡は千厩斎苑			・焼骨を持ち帰ること ・火入れ準備が整うまで遺体を搬送車内に安置すること
16	気仙	大船渡市	大船渡市	大船渡市	おおふなと斎苑	大船渡市立根町字猫足83番地	市民環境課 0192-27-3111	0192-26-4477			・市と別途調整が必要
19	釜石	遠野市	遠野市	遠野市	遠野市斎場	遠野市遠野町22-7	環境整備部環境課 0198-62-2111(内線321)	0198-62-3047			・市と別途調整が必要
22	宮古	宮古市	宮古市	宮古市	みやこ斎苑	宮古市千徳第14地割71番地4	市民生活部総合窓口課 0193-62-2111(内線3813)	0193-71-2103			・市と別途調整が必要
28	宮古	岩泉町	岩泉町	岩泉町	岩泉斎場	岩泉町岩泉字天間40番地1	保健福祉課環境推進室 0194-22-2111(内線261)	0194-22-3562		1	・町と別途調整が必要 ・焼骨を持ち帰ること

岩手県からの提供資料：身元不明遺体受入火葬場：H23.4.6時点

3. 福島県

福島県は文書回答であった。

福島県からの提供資料：質問事項への回答

1 広域火葬計画の策定状況

(1) 東日本大震災当时には策定していなかったが、現状は？

回答) 検討中である。

(2) 地域防災計画との関係は？

回答) 地域防災計画における埋葬・火葬、遺体処理に関する具体的な業務として、広域火葬計画を策定する必要がある。

(3) 現在策定していない場合、今後の策定予定は？

回答) 現在、福島県地域防災計画を見直し中であり、「広域火葬計画」の追加について検討中である。

2 東日本大震災後

(1) 震災による被災状況、死亡者数、火葬数（区域内、区域外）、埋葬数

回答) ・被災状況 別紙のとおり

・死亡者数 2, 989 件 (H24.11.21 現在 福島県災害対策本部調べ)

・火葬数 (区域内、区域外) ・ ・ 把握していない

(2) 震災による火葬場の被害状況 (火葬機能、建物)

特に、停電、燃料不足、遺体搬送、火葬従事者の確保など

回答) ・被害状況 (火葬機能、建物) ・ ・ 別紙のとおり

・停電、燃料不足、遺体搬送、火葬従事者の確保 ・ ・ 詳細は把握していない

(3) 火葬機能の支援要請：他都道府県に対し火葬支援要請、火葬要員派遣要請をしましたか？

回答) 該当なし。

(4) 火葬機能の支援：他都道府県から火葬受付、火葬要員派遣依頼を受けましたか？

回答) 該当なし。

(5) 震災直後からの遺体の埋火葬に関する情報収集について (国、市町村、火葬場、民間事業者などとの連絡)

回答) 国、市町村、火葬場、民間委託業者、隣接県からの情報収集、協力依頼等に務めた。

(6) 遺体の埋火葬に関して国の施策に求めることがありますか？

回答) ・ 県外都道府県への火葬場利用・遺体の搬送に係る調整及び災害救助法に基づく費用負担の取り扱いに関する要綱等の作成
・ 震災に伴う原発事故に伴い県外へ避難し、亡くなった場合の上記の取り扱い

3 大規模災害に備えた対策について

(1) 広域火葬計画をどのように機能させることが必要ですか？

回答) 県内の地域に災害が発生した場合、関係法令、地域防災計画及び広域火葬計画に基づき国、県、市町村及び防災関係機関等が協力・連携し、広域火葬を迅速かつ効率的に行い公衆衛生の維持向上を図る。

(2) 都道府県を超えた枠組みを考えた場合の問題点など

回答) 火葬場の利用調整、遺体搬送の調整、災害救助法適用の有無及び費用負担の取扱い

(3) 遺体の埋火葬について、東日本大震災を経験して、今行うべき対策とは？

回答) 地震、津波のみでなく原子力災害に対応した遺体安置所及び処理、埋火葬の在り方の検討

(4) 対策実施に向けて、国の支援が必要ですか？

回答) 人的支援や国の調整機能

福島県からの提供資料：震災による火葬場の被害状況

震災による火葬場の被害状況

	県・市名	施設種別	施設名	設置者	所在市町村名	被害状況	火葬炉数	稼働可能炉数	最大可能火葬数
1	福島県	火葬場	福島市斎場	福島市	福島市	被害なし	6	6	42
2	福島県	火葬場	安達地方広域行政組合あだたら聖苑	安達地方広域行政組合	二本松市	被害なし	5	5	13
3	福島県	火葬場	伊達市斎場	伊達市	伊達市	①待合棟の集水拵の内部ひび割れ ②天井から非常灯の脱落等 ③火葬棟内壁ひび割れ	2	2	8
4	福島県	火葬場	伊達市桑折町国見町火葬場協議会火葬場	伊達市桑折町国見町火葬場協議会	桑折町	①待合室煉瓦落下・ずれ、雨樋、外壁ひび(4/7地震により瓦被害拡大) ②北側犬走り亀裂1～2cm長さ30m ③外側重油タンク周辺モルタル亀裂、段差あり(4/7地震により亀裂拡大) ④西側土留擁壁亀裂落下(横2m 高さ1m)、擁壁一部はがれ(4/7地震により擁壁はがれ拡大) ⑤火葬炉内再燃室セラミックはがれ ⑥火葬炉棟と待合室棟のつなぎ目ネジ切れたため足元段差あり	2	2	6
5	福島県	火葬場	須賀川地方保健環境組合斎場	須賀川地方保健環境組合	須賀川市	火葬炉4炉(3炉＋汚物炉)にずれが生じ、電気配線、配管類が破断し、運転不能となった。暖冷房設備本体及び配管、ダクト等が破断し運転不能となった。駐車場は亀裂、路盤沈下が生じた。	3	0	9
6	福島県	火葬場	喜多方地方広域市町村圏組合斎場	喜多方地方広域市町村圏組合管理者	喜多方市	①煙道内耐火レンガの一部崩落 ②煙道内ダンパー落下	3	3	9
7	福島県	火葬場	田村市斎場	田村市	田村市	炉の電気系統設備(制御関係)・防煙設備・建屋の壁に損傷が生じた。	2	2	4
8	福島県	火葬場	川俣町火葬場	川俣町	川俣町	斎場の内壁石張りが飛び出して崩落の危険性がある。	2	2	8
9	福島県	火葬場	石川地方斎場	石川地方生活環境施設組合	石川町	なし	3	3	
10	福島県	火葬場	小野町火葬場「おの悠苑」	小野町	小野町	外溝部破損(アスファルト、モルタル舗装面ひび割れ、亀裂等)、地下オイルタンク配管設備・給排水設備に一部破損が生じた。	2	2	4
11	福島県	火葬場	やぶき霊香苑	矢吹町	矢吹町	①待合室暖房器の故障(燃料送油管の破損) ②トイレバルブからの漏水 ③供養石仏の倒壊 ④火葬炉化粧扉の開閉不良	2	2	6
12	福島県	火葬場	白河斎場	白河市長	白河市	①玄関口階段モルタル及びレンガの沈下 ②駐車場アスファルト亀裂 ③斎場進入路アスファルト沈下 ④斎場窓枠亀裂	4	4	10
13	福島県	火葬場	東白斎苑	東白衛生組合管理者	棚倉町	①告別式会場待合室の暖房設備の吹きだし口の突出	3	3	6
14	福島県	火葬場	会津若松市斎場	会津若松市	会津若松市	無	6	6	12
15	福島県	火葬場	いなわしろ聖苑	猪苗代町	猪苗代町	①排風機(3基)、排気筒(1基)破損 ②玄関前石張り破損	2	2	4
16	福島県	火葬場	会津西部斎苑	会津坂下町	会津坂下町	①火葬炉排風機2基(1・2号炉)排気ダクト部分に亀裂が生じた。 ②火葬再燃炉1基(2号炉)のレンガが破損し脱落した。	3	3	24
17	福島県	火葬場	東部聖苑	田島下郷町衛生組合	南会津町	被害なし	2	2	4
18	福島県	火葬場	西部聖苑	西部環境衛生組合	南会津町	被害なし	2	2	4
19	福島県	火葬場	桧枝岐村火葬	桧枝岐村	桧枝岐村	被害なし	1	1	3
20	福島県	火葬場	原町斎場	南相馬市	南相馬市	①浄化槽陥没 ②火葬炉化粧扉脱落(4ヶ所) ③火葬炉積替、煙道積替	4	4	12
21	福島県	火葬場	飯館村火葬場	飯館村	飯館村	被害なし	1		1
22	福島県	火葬場	双葉地方広域市町村圏組合斎場「聖香苑」	双葉地方広域市町村圏組合	双葉町	避難区域のため調査不能	4		15
23	福島県	火葬場	相馬方部衛生組合一里墳斎	相馬方部衛生組合	相馬市	被害無し	3	3	18

福島県からの提供資料：被害状況

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第787報）

平成24年11月21日（水）8時00分現在
福島県災害対策本部

1 警報等発表状況

3月11日	14:46	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町 その他県内で震度5弱～を観測
	14:49	津波警報（大津波）発表
	17:40	震度5強：富岡町 その他県内で震度5弱～を観測
3月12日	20:20	津波警報（津波）へ切り替え
3月13日	7:30	津波注意報へ切り替え
	17:58	津波注意報解除
3月23日	7:12	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
3月23日	7:34	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
3月23日	18:55	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
4月7日	23:32	震度5強：桑折町、国見町、田村市、伊達市、相馬市、新地町、飯館村、南相馬市 その他県内で震度5弱～を観測
4月11日	17:16	震度6弱：中島村、古殿町、いわき市 震度5強：白河市、鏡石町、天栄村、棚倉町、平田村、浅川町 その他県内で震度5弱～を観測
	17:18	津波注意報発表
	18:05	津波注意報解除
4月12日	14:07	震度6弱：いわき市 震度5強：浅川町、古殿町 その他県内で震度5弱～を観測
7月31日	3:54	震度5強：楡葉町、川内村 その他県内で震度5弱～を観測
9月29日	19:05	震度5強：いわき市

2 県・市町村の体制（災害対策本部等設置状況） ※詳細別紙（P.2）

- (1) 県 3月11日 災害対策本部設置、警察本部災害警備本部設置
(2) 市町村 災害対策本部設置：45市町村

3 避難の状況（避難指示、勧告及び自主避難） ※詳細別紙（P.3）

計 11,856 人（富岡町 5,382 人、双葉町 3,552 人、楡葉町 1,016 人ほか）

【参考】

・県内応急仮設住宅等入居者数（11月15日現在） ※詳細別紙（P.6） 98,669 人
・県外への避難者数（11月1日調べ） ※詳細別紙（P.7） 58,608 人
計 157,277 人

4 被害の状況

(1) 人的被害 ※詳細別紙（P.4）

・死者 2,989 人（南相馬市 997 人、相馬市 475 人、いわき市 430 人、浪江町 391 人、富岡町 145 人ほか）
・行方不明者 5 人（須賀川市 1 人ほか）
・重傷者 20 人（相馬市 4 人、いわき市 3 人ほか）
・軽傷者 162 人（南相馬市 57 人、国見町 20 人ほか）

(2) 住家・非住家被害 ※詳細別紙（P.5）

住家
・全壊 21,034 棟
・半壊 72,110 棟
・一部破損 162,491 棟
・床上浸水 1,061 棟
・床下浸水 338 棟
非住家
・公共建物 1,116 棟
・その他 27,179 棟

5 消防職員の出動延人数

・消防職員 12,716 人
・消防団員 36,766 人

6 その他

(1) 鉄道

・常磐線 広野～原ノ町、相馬～亘理（復旧の見込み未定）

(2) 一般道路 ※詳細別紙（P.8,9）

・主要国道 国道6号 一部迂回路の利用を含め全線通行可（警戒区域は立入制限）
・一般国道 平成24年6月8日付けで全線通行可
・県道 北泉小高線など 22箇所まで通行止め
・農林道 平成24年4月13日付けで全線通行可

(3) 高速道路

・常磐自動車道 広野IC～常磐富岡ICを除き県内全線通行可

(4) その他

・停電 浜通りの一部（津波被害地域、避難指示区域など立入困難地域）で32,601戸
・NTT回線 避難指示区域で11,300回線不通 ※特設公衆電話（無料）については平成24年3月27日に撤去
・水道 津波被害地域、避難指示区域など26,082戸で断水

福島県からの提供資料：災害対策本部

2.県・市町村の体制

報数	県	災害対策本部			
		設置等日時		解散等日時	
1	福島県	3月11日	14:46		

報数	市町村名	災害対策本部			
		設置等日時		解散等日時	
37	福島市	3月11日	14:50		
19	二本松市	3月11日			
18	伊達市	3月11日	15:00		
61	本宮市	3月11日	14:50		
42	桑折町	3月11日	14:59		
55	国見町	3月11日	15:00		
42	川俣町	3月11日	15:00		
58	大玉村	3月11日	14:46		
20	郡山市	3月11日			
20	須賀川市	3月11日	14:50		
20	田村市	3月11日	15:00		
20	鏡石町	3月11日	15:00		
20	天栄村	3月11日	15:50		
20	石川町	3月11日	15:00		
20	玉川村	3月11日	15:15		
20	平田村	3月11日	15:00		
20	浅川町	3月11日	15:00		
161	古殿町	3月11日	14:50	平成23年4月12日	17:15
20	三春町	3月11日	15:30		
59	小野町	3月11日	15:00		
19	白河市	3月11日			
24	西郷村	3月11日			
19	泉崎村	3月11日			
19	中島村	3月11日			
331	矢吹町	3月11日		平成23年7月6日	15:00
19	棚倉町	3月11日	15:00		
24	矢祭町	3月11日		平成23年3月12日	17:00
19	塙町	3月11日			
19	鮫川村	3月11日		平成23年3月12日	18:00
18	会津若松市	3月11日	14:46		
18	喜多方市	3月11日	14:49		
	北塩原村				
	西会津町				
18	磐梯町	3月11日	15:18		
419	猪苗代町	3月11日	15:00	平成23年10月31日	
23	会津坂下町	3月11日	15:00		
18	湯川村	3月11日	15:30		
18	柳津町	3月11日	15:00		
	三島町				
	金山町				
184	昭和村	3月17日	16:45		
18	会津美里町	3月11日	16:00		
	下郷町				
	檜枝岐村				
332	只見町	3月15日		平成23年8月16日	
	南会津町				
36	相馬市	3月11日	14:55		
36	南相馬市	3月11日	15:00		
55	広野町	3月11日	14:50		
36	檜葉町	3月11日	15:00		
189	富岡町	3月11日			
573	川内村	3月11日	15:15	平成24年3月31日	
184	大熊町	3月11日	15:00		
184	双葉町	3月11日	14:50		
80	浪江町	3月11日	15:00		
36	葛尾村	3月11日	15:00		
36	新地町	3月11日	14:50		
36	飯館村	3月11日	14:55		
34	いわき市	3月11日	14:50		
	市町村数	52		7	

福島県からの提供資料：避難の状況

3.避難の状況(避難指示、勧告及び自主避難)

区分	市町村名	地区	人数	備考
避難指示	田村市		379	
	南相馬市		38	
	楢葉町		1,016	
	富岡町		5,382	
	双葉町		3,552	
	浪江町		1	
	葛尾村		105	
計			10,473	

区分	市町村名	地区	人数	備考
避難勧告				
計			0	

区分	市町村名	地区	人数	備考
自主避難	田村市		201	
	南相馬市		247	
	広野町		935	
計			1,383	

合 計			11,856	
-----	--	--	--------	--

「避難指示」、「避難勧告」
市町村からの「避難指示」、「避難勧告」を受けている地域の住民のうち、県内外の仮設住宅、借上住宅等に入居した者は除外することとしている。ただし、市町村によっては、このような整理がなされていないところも一部ある。